令和7年3月18日

対象者　各位

北秋田市農業再生協議会事務局

「畑地化促進事業」の要望調査（追加）について

上記事業について、追加の要望調査を実施します。要望される方は、期限までに提出願います。　※本事業は、必ず採択されるとは限りませんのであらかじめご了承ください。

要望書提出先：北秋田市農林課農業振興係

提出期限：**令和７年４月２日（水）**

※期限を過ぎた場合や要望内容に不備があった場合は受付出来ませんので予めご了承願います。

【支援内容】

|  |
| --- |
| 〇**畑地化支援**　・高収益作物（野菜、花き、その他（たばこ、雑穀））10.5万円/10a　・畑作物（麦、大豆、飼料作物（牧草等）、子実とうもろこし、そば等）10.5万円/10a　　※畑地化支援は単年限りの交付です。 |
| 〇**高収益作物定着促進支援・畑作物定着促進支援**　・高収益作物（野菜、花き、その他（たばこ、雑穀））加工業務用以外　2万円/10a×5年間または10万円/10a（一括）加工業務用　　　3万円/10a×5年間または15万円/10a（一括）**※加工・業務用で申請する場合は、加工・業務用としての契約が必要となります。**・畑作物（麦、大豆、飼料作物（牧草等）、子実とうもろこし、そば等）２万円/10a×5年間または10万円/10a（一括） |

【畑地化促進事業の要件等】

|  |
| --- |
| ・**畑地化する農地が複数隣接**していること。（令和5～6年度の畑地化促進事業で採択となった土地との隣接も可）・**前年に主食用米または水田活用交付金対象作物が作付**けされていること。・畦畔及び水路がある圃場であること。**※採択後に畦畔及び水路の写真を撮影します。**・畑地化する**圃場の関係者から畑地化促進事業への同意を得ている**こと（土地の所有者、農業委員会、集落営農組合長、生産組合、水利組合など）。 |

【注意事項】

※**必ず関係者から同意を得て要望**してください。

（採択後は同意書の提出が必要となります。）

※畑地化促進事業の採択後は**水田活用交付金**（戦略作物交付金、産地交付

金等）の**対象外となり交付金は出ません**ので、十分検討願います。

　※**採択後の５年間は必ず**水田活用交付金の対象作物の**作付及び出荷が必**

**要**となります。

《問い合わせ先》

北秋田市農業再生協議会（北秋田市農林課農業振興係内）TEL　62-5514

【畑地化促進事業　要望調査票（追加）】

　　　　　　　　　　　　　　　　住所：

　　　　　　　　　　　　　　　　氏名：

集落営農組合：

連絡先：

・交付方式

|  |  |
| --- | --- |
| 定着促進支援の交付方式 | ↓交付方式を〇で囲ってください。 |
| ５年間　　・　　一括 |

・要望する農地

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 耕地の所在地 | 面積㎡ | 作付する作物 | 加工・業務用は〇 | 関係者の同意の有無 |
|  | 　　　　　㎡ |  |  |  |
|  | 　　　　　㎡ |  |  |  |
|  | 　　　　　㎡ |  |  |  |
|  | 　　　　　㎡ |  |  |  |
|  | 　　　　　㎡ |  |  |  |
|  | 　　　　　㎡ |  |  |  |
|  | 　　　　　㎡ |  |  |  |
|  | 　　　　　㎡ |  |  |  |
|  | 　　　　　㎡ |  |  |  |
|  | 　　　　　㎡ |  |  |  |
|  | 　　　　　㎡ |  |  |  |
|  | 　　　　　㎡ |  |  |  |
|  | 　　　　　㎡ |  |  |  |
|  | 　　　　　㎡ |  |  |  |
|  | 　　　　　㎡ |  |  |  |
|  | 　　　　　㎡ |  |  |  |
|  | 　　　　　㎡ |  |  |  |
|  | 　　　　　㎡ |  |  |  |
|  | 　　　　　㎡ |  |  |  |
|  | 　　　　　㎡ |  |  |  |
|  | 　　　　　㎡ |  |  |  |
|  | 　　　　　㎡ |  |  |  |
|  | 　　　　　㎡ |  |  |  |
|  | 　　　　　㎡ |  |  |  |
|  | 　　　　　㎡ |  |  |  |
|  | 　　　　　㎡ |  |  |  |
|  | 　　　　　㎡ |  |  |  |

対象となる農地が多くて、欄にはまらない場合はコピーしてご使用ください。